

平成23年9月9日（金曜日）決算特別委員会

○出席委員（16名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	10番	辻登代子	委員
11番	荒木春吉	委員	12番	木村寿太郎	委員
13番	新宮征一	委員	14番	佐藤良一	委員
15番	内藤明	委員	16番	川越孝男	委員
17番	那須稔	委員	18番	鴨田俊廣	委員

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
犬飼一好	総務課長	菅野英行	政策推進課長
丹野敏晴	財政課長	犬飼弘一	税務課長
安彦浩	市民生活課長	富澤三弥	建設管理課長
山田敏彦	下水道課長	小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
宮川徹	商工振興課長	安孫子政一	情報観光課長
那須吉雄	健康福祉課長	柴崎良子	子育て推進課長
横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長	奥山健一	水道事業所長
櫻井幸夫	病院事務長	荒木利見	教育長
小畑広明	学校教育課 課長補佐	清野健	生涯学習課長
片桐久志	監査委員	大泉辰也	監査委員 事務局長

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

議事日程第1号 第3回定例会決算特別委員会
平成23年9月9日(金曜日) 予算特別委員会終了後開議

開 会

- 日程第 1 寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選について
" 2 認第 1号 平成22年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
" 3 認第 2号 平成22年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
" 4 認第 3号 平成22年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
" 5 認第 4号 平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
" 6 認第 5号 平成22年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
" 7 認第 6号 平成22年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
" 8 認第 7号 平成22年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
" 9 認第 8号 平成22年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定
について
" 10 認第 9号 平成22年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の
認定について
" 11 認第10号 平成22年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
" 12 認第11号 平成22年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
" 13 議案説明
" 14 質疑
" 15 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前11時25分

- 安食俊博事務局長 初めての決算特別委員会でありますので、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の新宮征一委員に臨時委員長をお願いいたします。
- 新宮征一臨時委員長 初めての決算特別委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、年長の私が委員長の職務を行います。暫時の間、御協力をお願いします。
- ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。
- 出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選について

○**新宮征一臨時委員長** 日程第1、寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

これより、委員長の互選を行います。

お諮りいたします。委員長の互選については指名推選によることとし、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

では、私から、委員長には荒木春吉委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員長には荒木春吉委員が当選されました。

委員長より就任のごあいさつをお願いいたします。

○**荒木春吉委員長** ただいま推選された1950年とら年生まれの荒木です。市政充実発展と民生安定向上、そして決算特別委員会の活性化に微力ながら努めます。議場全員の御協力よろしくお願ひします。

これより、副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。副委員長の互選については指名推選によることとし、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

では、私から副委員長には太田芳彦委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、副委員長には太田芳彦委員が当選されました。

副委員長より自席にて就任のごあいさつをお願いいたします。

○**太田芳彦副委員長** ただいま、決算特別委員会副委員長に就任しました太田芳彦です。委員長を補佐し、全力で職務に当たりますので、よろしくお願ひいたします。

議 案 上 程

○**荒木春吉委員長** 日程第2、認第1号から日程第12、認第11号までの11案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○荒木春吉委員長 日程第13、議案説明であります。

当局より議案の説明を求めます。

初めに、一般会計から病院事業会計までについて。横山会計管理者。

○横山一郎会計管理者 平成22年度寒河江市一般会計及び各特別会計決算の認定について御説明申し上げます。

決算の対応につきましては、さきの本会議におきまして市長から説明申し上げておりますので、私からは各会計の事項別明細書により款及び項をもとに、内容を絞って御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては1,000円未満を四捨五入して1,000円単位で申し上げますので、御了承くださるようお願い申し上げます。

最初に、認第1号平成22年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。72ページをお開き願います。

歳入第1款市税の収入済額は50億25万1,000円で、一部業種の業績回復の動きがあったことから法人市民税は増となったものの、個人市民税は依然として厳しい状況であり、市税総額では前年度より6,027万7,000円の減となりました。

第2款地方譲与税は1億5,177万3,000円で、前年度より298万4,000円減少しております。

第3款利子割交付金は1,407万3,000円で前年度より194万5,000円減少しております。

第4款配当割交付金は529万1,000円で、前年度より75万3,000円増加しております。

第5款株式等譲渡所得割交付金は159万5,000円で、前年度より14万6,000円減少しております。

第6款地方消費税交付金は4億円で、前年度より68万9,000円減少しております。

第7款自動車所得税交付金は3,476万3,000円で、前年度より503万3,000円減少しております。

第8款地方特例交付金は6,720万8,000円で、前年度より320万2,000円増加しております。

第9款地方交付税は47億6,021万円で、前年度より3億6,035万6,000円増加しております。これは、基準財政収入額が大幅に減ったことが主な要因であります。

第10款交通安全対策特別交付金は930万7,000円で、前年度より23万円減少しております。

第11款分担金負担金は1億8,777万5,000円で、前年度より985万3,000円増加しております。

第12款使用料及び手数料は8,550万6,000円で、前年度より919万2,000円減少しております。これは、道路占用料条例改正により占用料が減ったことや、入居者の収入低下による市営住宅家賃が減ったことが主な要因であります。

第13款国庫支出金は15億4,083万1,000円で、前年度より2億316万8,000円減少しております。これは、平成21年度に交付された地域活性化生活対策臨時交付金等が減ったことが主な要因であります。

第14款県支出金は9億5,102万1,000円で、前年度より1億7,705万7,000円増加しております。これは、緊急雇用創出事業やグループホーム建設補助事業、保育所緊急整備事業及び子ども手当支給事業などに対する補助金がふえたことが主な要因であります。

110ページ。第15款財産収入は6,069万4,000円で、前年度より382万8,000円減少しております。

第16款寄附金は1,692万5,000円で、前年度より473万6,000円増加しております。これは、東北地方太平洋沖地震における避難者への義援金が主な要因であります。

第17款繰入金は1億8,295万3,000円で、前年度より793万2,000円増加しております。これは地域

活性化基金繰入金などがふえたことが主な要因であります。

第18款繰越金 2億8,011万2,000円は、前年度からの繰越金であります。

第19款諸収入は 8億1,094万円で前年度より7,080万6,000円減少しております。

第20款市債は15億4,210万円で前年度より 2億5,600万円増加しております。これは臨時財政対策債の増額及び地域情報通信基盤整備事業債の新規発行によるものが主な要因であります。

以上、歳入合計は161億433万7,000円となりました。

次に、歳出について御説明申し上げます。130ページをお開き願います。

第1款議会費の支出済額 1億6,563万6,000円は議会運営に要した経費であります。

第2款総務費17億950万7,000円の主な支出内容は、庁舎の維持管理費、企業立地推進費、さらには地域情報通信基盤整備事業費、寒河江の旬情報発信事業費、国勢調査事業費などあります。

次に、160ページ。第3款民生費39億8,808万5,000円の主な支出内容を申し上げます。

第1項社会福祉費19億9,670万1,000円の内訳は、総合福祉保健センター管理事業費、国民健康保険特別会計繰出金、老人福祉施設整備資金償還補助事業費、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療対策事業費、重度心身障害者医療給付事業費、障害福祉サービス事業費などあります。

172ページ。第2項児童福祉費18億2,409万6,000円の内訳は、放課後児童対策事業費、子育て支援医療給付事業費、子ども手当及び児童扶養手当支給事業費、保育所運営事業費などあります。第3項生活保護費 1億5,394万9,000円は、生活保護世帯に対する扶助費などあります。第4項災害救助費1,334万円は、東北地方太平洋沖地震における災害救助経費であります。

第4款衛生費16億7,765万4,000円の支出の主なものを申し上げます。

第1項保健衛生費 2億5,716万6,000円の内訳は、市民健康づくりに関する経費、各種予防接種事業費、浄化槽設置整備事業費、がん検診などの健康診査事業費、市民浴場管理運営事業費などあります。

192ページ。第2項清掃費 7億5,050万5,000円はごみ処理対策事業に要した経費、寒河江地区クリーンセンター分担金などあります。第3項病院費 6億6,998万2,000円は市立病院事業会計に対する負担金と補助金であります。

第5款労働費4,856万9,000円は新規学卒者の雇用対策として実施したインターンシップ事業委託料や、勤労者の生活安定のための融資制度への原資預託金などあります。

第6款農林水産業費 4億2万7,000円の支出の主なものを申し上げます。

第1項農業費 3億7,364万3,000円は農業委員会管理運営事業費を初め、管理運営事業費と生産振興対策事業費、農産物ブランド化推進事業費、県営土地改良事業構築に係る市負担金、中向地区農道橋整備事業費などあります。

206ページ。第2項林業費2,616万3,000円は林業振興事業費及び林道舗装整備事業費、荒廃森林整備事業費などあります。

第7款商工費 9億2,896万8,000円は商工業資金融資円滑化事業費や地域消費拡大推進事業費、新商品開発支援補助事業費、中心市街地活性化センターの維持管理事業費及び改修事業費、祭振興事業費、観光物産振興事業費などあります。

次に、218ページ。第8款土木費21億6,495万8,000円の支出の主な内容を申し上げます。

第1項土木管理費4,553万2,000円は県単独道路改良事業などに係る市負担金、都市基盤施設総合

情報整備事業費などであります。第2項道路橋梁費4億2,164万4,000円は道路の維持及び舗装整備事業費、除雪事業費、市道の改良整備事業費などであります。第3項河川費2,386万円は箕輪下山地区地すべり観測委託料などの河川総務管理事業費、用悪水路整備事業費などであります。第4項都市計画費16億2,145万円は、木の下土地地区画整備事業負担金及び社会資本整備総合交付金事業費、最上川寒河江緑地整備事業費、公共下水道事業特別会計繰出金、都市計画道路下釜山岸線整備事業費、県施行の柴橋日田線整備事業に対する負担金、公園街路樹等の維持管理費、花咲かフェアINさがえ推進事業費などあります。

234ページ。第5項住宅費5,247万2,000円は市営住宅の維持管理費の管理費や地域住宅交付金事業費、住宅建築推進事業費などあります。

第9款消防費の支出済額5億1,878万円は西村山広域行政事務組合に対する地方交付金分担金を初め、市消防団活動に要した費用及び消防ポンプ自動車購入費などの消防施設整備事業費などあります。

次に、第10款教育費の支出済額14億7,407万円の支出の主な内容を申しあげます。

第1項教育総務費1億5,241万円は学習補助員配置事業、命と心をはぐくむ学校づくり支援事業、スクールバス運行事業、学力診断事業費などあります。

248ページ。第2項小学校費6億3,883万6,000円は耐震化工事などの小学校管理事業費、学校保健及び学校給食事業費、コンピューター機器導入設備などを行った情報教育推進事業費などあります。

254ページ。第3項中学校費2億9,660万6,000円は陵西中学校大規模改造事業耐震化工事などの中学校管理事業費、学校給食施設整備事業費及び教育振興事業費、情報教育推進事業費などあります。第4項社会教育費3億422万円は文化センターの維持管理や改修工事及び自主事業などに要した経費、さらには各地区公民館の維持管理や活動に要した経費、図書館の管理運営費や図書資料購入費、慈恩寺国史跡指定総合調査事業費などあります。

270ページ。第5項保健体育費8,199万8,000円は市民体育館などの社会体育施設管理運営事業費、体育施設整備事業費及びスポーツ振興のための各事業に要した経費などあります。

第11款災害復旧費135万円は留場大堰法面復旧工事費や市道臥龍橋線道路災害復旧に係る委託料などあります。

第12款公債費22億6,770万円は市債の元利償還金などあります。

第13款予備費充用は延べ18件2,958万7,000円あります。

以上、歳出合計は153億4,530万3,000円となり、歳入歳出差引残額は7億5,903万4,000円となりました。これより繰越明許費と事故繰越しの翌年で繰り越すべき財源8,488万2,000円を差し引いた実質収支は6億7,419万2,000円となるものであります。

また、地方自治法及び基金条例の規定により基金への繰り入れにつきましては、財政調整基金に3億4,000万円、減債基金に1,000万円の繰り入れを行ったところであります。残る3億2,419万2,000円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第2号平成22年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。280ページです。

歳入第1款分担金及び負担金4,163万8,000円は下水道受益者分担金及び負担金であります。

第2款使用料及び手数料4億9,061万6,000円はそのほとんどが下水道使用料であります。

第3款国庫支出金2億3,156万4,000円は全額国庫補助金であります。

第4款繰入金7億3,025万1,000円は一般会計からの繰入金であります。

第5款繰越金657万7,000円は前年度からの繰越金であります。

第6款諸収入は407万3,000円であります。

第7款市債3億6,750万円は公共下水道整備のために借り入れたものであります。

以上、歳入合計は18億7,221万9,000円となりました。

次に、歳出第1款公共下水道事業費支出済額は8億2,296万円で汚水、雨水管渠の維持管理費と整備費及び浄化センターの維持管理費と建設事業費などであります。

第2款公債費10億4,584万7,000円は市債の元利償還金及び一時借入金利子であります。

第3款予備費充用はありませんでした。

以上、歳出合計は18億6,880万7,000円となり、歳入歳出差引残額は341万2,000円となりました。

これは、全額が繰越明許費と事故繰越しに係る財源となるものですので、実質収支では差し引き残額はございません。

次に、298ページの認第3号平成22年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成22年度については、県施行による田代地区簡易水道が施設整備中のため歳入歳出はございませんでした。

次に、認第4号平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。304ページです。

歳入第1款国民健康保険税は9億7,139万1,000円。

第3款国庫支出金は10億3,399万4,000円。

第4款療養給付費等交付金は2億4,525万3,000円。

第5款前期高齢者交付金は7億3,940万6,000円。

第6款県支出金は1億8,364万8,000円。

第7款共同事業交付金は5億2,504万8,000円。

第9款繰入金は3億2,666万5,000円。

第11款諸収入は473万3,000円などであり、歳入合計は42億3,918万9,000円となりました。

次に、歳出第1款総務費6,988万9,000円の支出の主なものを申し上げます。

第1項総務管理費は管理費6,308万2,000円は国保連合会負担金などあります。

そのほかについては、第2項の徴税費621万2,000円、第3項運営協議会費8万1,000円などあります。

第2款保険給付費27億6,773万2,000円。

第3款後期高齢者支援金など4億2,953万4,000円。

第4款前期高齢者納付金等75万円。

第5款老人保健拠出金276万9,000円。

第6款介護給付金2億326万5,000円。

第7款共同事業拠出金5億1,041万4,000円であります。

これらはいずれも保険給付などに要した費用であり、合計で歳出総額の94%を占めております。

第8款保健事業費2,259万8,000円は特定健康診査等事業費や保健衛生普及事業費などであります。

第11款諸支出金5,746万1,000円は保険税の還付金と寒河江市立病院の保健事業などに対する繰出金などであります。

第12款予備費充用は3件、1,434万5,000円であります。

以上、歳出合計は41億6,492万6,000円で歳入歳出差引残額は7,426万3,000円となり翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第5号平成22年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。344ページ。

歳入については第6款諸収入の349万8,000円が主なもので、歳入合計は571万6,000円となりました。

歳出の主なものは第2款医療諸費51万円で、これは平成20年3月の老人保健制度廃止以前の医療給付費及び審査支払手数料などであります。そのほかは事務的経費であります。

以上歳入合計は571万6,000円で歳入歳出差引残額はありませんでした。

次に、認第6号平成22年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。356ページです。

歳入は、第1款保険料2億6,274万1,000円。

第5款繰入金1億1,945万9,000円。

第7款諸収入363万6,000円などであり、歳入合計は3億9,282万1,000円となりました。

次に、歳出は第1款総務費470万2,000円は電算システム保守業務委託費のほか事務費であり、第2款後期高齢者医療広域連合納付金3億7,920万1,000円は制度運用を行っている山形県後期高齢者医療広域連合への保険料等納付金であります。そのほかは健康診査等事業費と事務的経費であります。

以上、歳出合計は3億8,768万2,000円となり、歳入歳出差引残額は513万9,000円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第7号平成22年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。372ページです。

歳入の第1款保険料は4億5,025万4,000円で、第1号被保険者保険料は所得階層別に八つの段階に設定し賦課を行ったものであります。

第3款国庫支出金は6億7,195万7,000円であります。

第4款支払基金交付金7億9,803万2,000円は社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

第5款県支出金4億37万6,000円は介護給付費負担金及び地域支援事業交付金であります。

第7款繰入金4億9,376万9,000円は一般会計繰入金及び基金繰入金であります。

これらに、繰越金や諸収入などを加えた歳入合計は28億4,497万4,000円となりました。

次に、歳出の第1款総務費8,308万3,000円は、介護予防ケアプラン作成業務などの委託料や要介護認定調査費などの事務的経費であります。

第2款保険給付費26億2,178万1,000円は介護サービス、介護予防サービスなどに要した費用で、歳出合計額の93.5%を占めております。

第3款基金積立金1,713万6,000円は介護給付費準備基金への積立金が主なものであります。

第4款地域支援事業費7,510万3,000円は介護予防事業と包括的支援事業、任意事業に要した経費であります。

以上、これらに諸支出金などを加えた歳出合計は28億257万7,000円で歳入歳出差引残額は4,239万7,000円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第8号平成22年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。400ページです。

収入の第1款分担金及び負担金1,421万5,000円は西村山地域4町の負担金であります。

第2款繰入金846万円は本市の介護保険特別会計からの繰入金であります。

第3款繰越金173万6,000円は前年度からの繰越金であります。

以上、これらに諸収入を加えた歳入合計は2,441万4,000円となりました。

次に、歳出の第1款介護認定審査会費2,207万円は、要介護等認定に係る審査判定業務に要した講習及びその他審査会の運営に係る経費であります。

以上、歳出合計は2,207万円で歳入歳出差引残額は234万4,000円となり翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第9号平成22年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）の歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。408ページです。

歳入は、第1款高松財産区が20万2,000円。

第2款醍醐財産区が26万1,000円。

第3款三泉財産区が27万6,000円で、歳入合計は73万8,000円となりました。

歳出は第1款高松財産区が15万3,000円。

第2款醍醐財産区が21万1,000円。

第3款三泉財産区が22万7,000円で、歳出合計は59万円となりました。歳出につきましては、いずれの財産区とも管理会の運営費や財産区林の保護育成などに要した経費であります。歳入歳出差引残額は14万8,000円で翌年度に繰り越しいたしました。

以上、一般会計及び8特別会計の決算の概要について補足説明申しあげましたが、詳しくは重要な施策の成果に関する説明書をごらんくださるようお願いいたします。

続きまして、認第10号平成22年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について計数を中心に御説明申しあげます。

初めに、1ページ、2ページの収益的収入及び支出について申しあげます。

収入は第1款病院事業収益19億3,976万5,000円で、支出は第1款病院事業費用18億92万3,000円であります。

次に、3ページ、4ページ。資本的収入及び支出についてであります。

収入の第1款資本的収入は4億6,310万円で、内訳は第1項企業債が3億8,210万円で、第2項他会計負担金が4,700万円、第4項他会計補助金が3,400万円であります。

支出の第1款資本的支出は4億6,334万円で、内訳は第1項建設改良費が2,931万8,000円、第2項企業債償還金が4億3,402万2,000円であります。

収入が支出に対して不足する額24万円は損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

次に、5ページ損益計算書について申しあげます。

1の医業収益は、入院収益及び外来収益、他会計負担金など合計14億4,011万6,000円となりました。

2の医業費費用は合計18億1,995万4,000円で職員の給与費、診療材料費、委託料などの主要経費の費用であります。

3の医業外収益は、他会計負担金、他会計補助金など合わせて4億9,781万1,000円となりました。

4の医業外費用は、企業債利息など合わせて6,913万2,000円となっております。

5の特別利益及び6の特別損失はありません。

これらの結果、4,884万2,000円が当年度純利益となり、当年度未処理欠損金は5億7,564万円となったものであります。

次に、6ページ。剰余金計算書について申し上げます。

利益剰余金の部、1の欠損金については、繰越欠損金年度末残高6億2,448万2,000円から当年度利益の4,884万2,000円を差し引いた額5億7,564万円が当年度未処理欠損金となったものであります。

資本剰余金につきましては、1の国庫県補助金の当年度末残高1億2,711万8,000円に2の他会計補助金の当年度末残高3,400万円を加えた1億6,111万8,000円が翌年度繰越資本剰余金となるものであります。

次の、欠損金処理計算書につきましては、当年度末処理欠損金5億7,564万円を平成23年度に繰り越すものであります。

次に、7ページ、8ページの貸借対照表について申し上げます。

資産の部は、1の固定資産については有形固定資産のうち土地の増減はなく建物構築物、器械及び備品、車両の取得及び処分による増減並びに減価償却累計額の増減により合計額が13億9,760万8,000円となり、これに無形固定資産5万2,000円を加えた固定資産合計は13億9,765万9,000円となりました。

2の流動資産は、現金預金、未収金及び貯蔵品で流動資産の合計は2億9,804万4,000円となりました。

3の繰延勘定は、控除対象外消費税額882万9,000円となりこれらの資産合計は17億453万2,000円となりました。

次に、8ページの負債の部であります。4の流動負債は一時借入金及び未払金で合わせて2億2,560万1,000円となりました。

次に、資本の部は、5の資本金は自己資本金及び借入資本金合わせて18億9,345万4,000円となりました。

6の剰余金については資本剰余金合計が1億6,111万8,000円で、欠損金合計が5億7,564万円となり、剰余金合計はマイナス4億1,452万2,000円となりました。

その結果、資本合計は14億7,893万2,000円となり、負債資本合計は17億453万2,000円となりました。なお、10ページ以降に事業報告書、収益使用明細書、資本的収支明細書等を添付しておりますので、御参照くださるようお願いいたします。

以上、一般会計及び8特別会計並びに市立病院事業会計の決算について説明を終わらせていただきます。

○荒木春吉委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩 午後 0 時 0 5 分

再 開 午後 1 時 0 0 分

○荒木春吉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

水道事業会計について議案の説明を求めます。奥山水道事業所長。

○奥山健一水道事業所長 認第11号平成22年度寒河江市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

なお、1,000円未満を四捨五入し1,000円単位で申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、決算書 1 ページ、2 ページの収益的収入及び支出についてであります。収入の第 1 款水道事業収益は前年度比 2.9% 増の 12 億 2,057 万 7,000 円で、支出の第 1 款水道事業費用は前年度比 3.5% 増の 9 億 4,278 万 1,000 円となったところであります。

次に、3、4 ページの資本的収入及び支出についてであります。収入の第 1 款資本的収入は 3,901 万 7,000 円で、その内訳は工事負担金と国庫補助金であります。

一方、支出の第 1 款資本的支出は 5 億 20 万 6,000 円となり、収入額が支出額に対して不足する額 4 億 6,118 万 9,000 円につきましては、内部留保資金などで補てんいたしました。

次に、5 ページの損益計算書について御説明申し上げます。

初めに、1. 営業収益は 11 億 5,011 万 4,000 円で給水収益が主なものであります。

2. 営業費用は 8 億 4,276 万 4,000 円で、水道施設の維持管理費や人件費などの営業活動に要した経費であります。

3 の営業外収益は 1,207 万 4,000 円であり、4 の営業外費用は企業債の支払利息等で 5,354 万 8,000 円となりました。この特別利益は幸生簡易水道における 2 月、3 月分の水道料金であります。

6 の特別損失は、過年度水道料金還付金や不納欠損金などで 519 万 4,000 円であります。

その結果、当年度純利益といたしまして、2 億 6,138 万 8,000 円を計上することができたところであります。

当年度の未処分利益剰余金は、前年度繰越利益剰余金 5,151 万 1,000 円を加えまして、3 億 1,289 万 9,000 円となります。

次に、6 ページの剰余金計算書であります。平成 22 年度末の積立金は 1 の減債積立金 4,280 万 7,000 円と 2 の建設改良積立金 5 億 2,424 万 6,000 円を合わせて 5 億 6,705 万 3,000 円となっております。

3 の未処分利益剰余金ですが、前年度決算での未処分利益剰余金は 3 億 1,351 万 1,000 円でありましたが、減債積立金に 4,000 万円、建設改良積立金に 2 億 2,200 万円を積み立てしまして、残りの 5,151 万 1,000 円につきましては繰越利益剰余金とさせていただいたところであります。

(3) の当年度純利益は 2 億 6,138 万 8,000 円に 5,151 万 1,000 円の繰越利益剰余金を加えまして当年度の未処分利益剰余金は 3 億 1,289 万 9,000 円となるものであります。

続きまして、7 ページ。資本剰余金であります。1 の給付金は増減がありませんで、1,399 万円あります。

2. その他資本剰余金は資本的支出に充てた工事負担金等が新たに 6,079 万 1,000 円発生しました

ので、当年度末の残高は29億1,653万6,000円となりました。

3. 受贈財産評価額は、平成21年度限りで廃止した幸生簡易水道特別会計より引き継いだ水道施設財産7,312万8,000円であり、翌年度に繰り越される資本剰余金の合計額は30億365万4,000円となるものであります。

次に、8ページ。剰余金処分計算書（案）について御説明申しあげます。

当年度未処分利益剰余金は3億1,289万9,000円ですが、減債積立金に4,000万円、建設改良積立金に2億2,100万円を積み立て、残金5,189万9,000円を平成23年度に繰り越そうとするものであります。

次に、9ページ、10ページの貸借対照表について御説明申しあげます。

初めに資産の部ですが、年度末現在高から各資産の減価償却額を差し引いた有形固定資産の合計額は、84億8,666万6,000円となります。

(2)の無形固定資産48万6,000円と合わせて固定資産の合計額は84億8,715万2,000円となるものであります。

2の流動資産であります。現金預金、未収金、貯蔵品で、合計額は10億3,759万3,000円となります。

次に、負債の部であります。3の流動負債は未払金、預り金及びその他流動負債で、合計で1億5,548万5,000円となります。

次に、資本の部であります。4の資本金合計は54億8,565万6,000円となります。この剰余金であります。剰余金合計は38億8,360万5,000円とあります。その結果、資産の部合計と、負債資本の部の合計は左右それぞれ等しく95億2,474万6,000円となるものであります。

なお、12ページ以降に決算附属資料として添付しておりますので、御参照くださるようお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

質 疑

○荒木春吉委員長 日程第14、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、質問の際はページ数を明示し要点を簡潔に一括して発言され、また答弁も要領よくされますよう御協力をお願いします。

最初に、認第1号歳入全部について質疑はありませんか。那須委員。

○那須 稔委員 本会議でも出ているわけでありましてけれども、市税の収納状況です。

先ほど、課長の方からは今回の3・11があったということで市税の収納状況が落ちたというような話がありました。監査委員の意見書の資料を見ますと、ここ5年間の市税の収納状況を見ますと、92.8%ということで、非常に低い状況になっております。しかし、県内では高いということなんですけれども、それで、市の職員とか収納相談員の方も頑張っていらっしゃると思いますけれどもこの市税の収納状況、それからいま一つは不納欠損、今回平成21年と平成22年の対比で、1,880万円ほどプラスになったということで、この不納欠損が収入未済額に入りますとこれは当然収納率もまだまだ下がってくる、とこのような数字になってくるわけです。

不納欠損の1,800万円、プラスになった理由と、それから先ほど課長からありましたけれども、収納の今の状況、収納相談員が配置をされて収納されておられますけれども、その辺のことについてだんだん下がっている状況でありますから、この辺の状況、考えがありましたらお聞きをしたいと思います。

○荒木春吉委員長 犬飼税務課長。

○犬飼弘一税務課長 お答えいたします。

収納状況ということなんですけれども、5月から納税相談員2名を配置して、今納税相談に力を入れて収納を進めております。これまでの納税相談員の相談件数、計数して徴収した、納めていただいた額は約1,500万円ほどになっていると思います。

納税相談員を配置したことで、職員の納税相談の時間が大分省けるようになりましたので、そちらの方で滞納整理の方の時間を多くして整理に当たっているという状況でございます。

あと、不納欠損が1,800万円ほど多くなったのはどういうことかということですが、これにつきましては大口の債務者というか滞納者が今回3件ほどありまして、3件合わせて1,720万円ほどなんですけれども、こちらの方が破産、また競売が終了したということで、不納欠損になったものです。

以上です。

○荒木春吉委員長 那須委員。

○那須 稔委員 この決算は、ちょうど収納、納税相談員が5月から配置になりましたから、国保相談員と前の相談員の中で収納されているような状況だと思いますけれども、国保相談員の方も2名おられて、その相談員の方というのは要するに相談されて収納されるという、主に徴収が主だったと思いますけれども、今回は納税相談員は相談を含めながら収納ということになるわけでありまして、2名の納税相談員で私は納税というのは市役所で待つのではなくて、当然訪問指導もしているかと思いますが、訪問指導というのが非常に大事なところではないのかなと。

それで、前にプロジェクトを組んで収納活動などをやったときがありますけれども、やはりこちらから出向くと、非常に収納者にとっても大事でありますし、収納者の生活状況を知るというのは非常に大事なことです。そこから相談が始まってくると思いますから、ですから納税相談員の方も訪問指導、このところにシフトを置いてすべきではないかなと。ちょうど、今回の納税相談員の配置の際にも話があったんですけれども、相談、要するにこちらに出向いて、市役所に出向いてくるというのが主流で余り訪問ということが、ありますけれどもそんなに主流ではなかったと聞いておりますけれども、その辺やはりこちらから出向いて相談を聞きその中で納税をしてもらうということが大事なところではないかなと思いますけれども、その辺、今の状況からしますとどういうふうな、納税相談員の状況、どういうことになっているのか。

それから、相談の中で多重債務者とかそういう方が出る場合は当然あります。そうした場合には、どのような相談体制でどのように解決をするように相談に乗っているのか。その辺聞きたいと思います。

○荒木春吉委員長 犬飼税務課長。

○犬飼弘一税務課長 お答えします。

初めに、訪問指導でありますけれども、納税相談員につきましても訪問し納税相談をしながら徴

収するという業務は行っております。ただ、これまで国保相談員が行っていたような訪問徴収といえますか、ほとんど集金業務になってしまったんですけれども、そちらの方ではなかなか納税意識が薄れてしまうということもありまして、前々から納税相談に力を入れてきたところでございます。

これまで同様、こちらに出向かれない方につきましては当然ながらこちらの方で出向いて相談をするようにしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

多重債務関係でございますけれども、納税相談に来ていただいておりますときに、やはり借金で払えないという話をする方もおられます。そのような場合については多重債務について相談窓口があることを説明して、担当である市民生活課へ誘導しているところでございます。しかし、なかなか当事者からしますと地元の市の職員や周りの方には多重債務などの問題を隠しがちでありまして、なかなか相談いただけないのが実情かなというふうに思っています。

多重債務につきましては、司法書士会や東北財務局の無料相談など多くの相談窓口が設けられておりまして、市報においても広報しているところでございます。多重債務を整理し、滞納者の生活再建を図り税の滞納解消に結びつけたいと私どもも思っていますので、今後とも納税相談において積極的に多重債務者を掘り起こして、その解消のため誘導してまいりたいと考えております。

以上です。

○荒木春吉委員長 那須委員。

○那須 稔委員 納税相談員は、要するに訪問指導も当然するわけでありましてけれども、これはシフトをやはり訪問指導と、訪問相談ということに置いていただいておりますので、今後とも納税意識の高揚に努めていただきたいと思ひます。

いま一つは多重債務者でありますけれども、多重債務者が整理をしてその部分だけ、要するに税金に移行するというのは非常に難しいわけですね。当然安くすることができませんので、ただ多重債務者の生活改善がなるということは非常に大事な点で、やはり次の納税につながってまいりますので、その辺やはり積極的に多重債務者がおりましたら、相談窓口の方に紹介していただいておりますので、生活改善をするというようなことで取り組んでいただきたいと思ひます。

私からは以上です。

○荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第1款及び歳出第2款について質疑ありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 全体にかかわる部分で2款でお尋ねをしておきたいんですが、平成22年度に委員会というものはかほどの数、それぞれの審議会、委員会というやつ、幾つあったのか。

それから、委員の数、何人、トータル的に。

それから、何回かそれぞれ開かれているというふうに思ひますので、延べ人数、これ全体に共通するのでここでお尋ねをしておきたいと思ひます。でないと、そうでないとそれぞれの課ごとに委員会というものはあるものだから、そういうものをどこかで総務課あたりでまとめているのかどうか、なかったら後ででもいいですけれども、委員会の数、委員の人数、それから1年間で延べ参加された委員の数、これを教えていただきたいと思ひます。

○荒木春吉委員長 総務課長。

○犬飼一好総務課長 個々の委員会の数、人数、延べの開催数については現在手持ちの資料がござい

ませんので、後ほどまた整った段階でお知らせしたいと思います。

○荒木春吉委員長 川越委員。

○川越孝男委員 できるだけ早くいただきたいと思います。議会終わってからではだめですので、早くお願いしたいと思います。

○荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出第3款及び歳出第4款について質疑ありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 165ページの食の自立支援事業関係安否確認の関係ですけれども、私ちょっと平成22年度やられていたんだか何だかわからないんですが、前にやっていて、ことはやっている。ヤクルトの高齢者の一人世帯の安否確認の関係、これ平成22年度はやられていたのかどうかもまずお聞かせをいただきたいと思います。

それから、続けて聞けと言われたから聞きますが、4の1の4、それから4の1の3の関係、公害の関係では、2点お尋ねします。

一つは駅前の土壌汚染の関係がもう県で対応していますけれども、これが終了、浄化全部終わったのかどうかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、公害の関係で苦情40件寄せられたということで、訪問しながらそれぞれ対応しているということでもありますけれども、すべて解決されているのかどうなのか。継続している案件というのが、地域から上げられたやつであるのかどうか教えていただきたいと思います。

それから、合併浄化槽の関係でありますけれども、申請されたものはすべて給付対象になったのか。これはもちろん要件満たされていなくてだめだというのはだめだと思いますけれども、時期的に前の年していないからもう予算がないからとかでだめだとか、要件を満たしていながら時期は取っ払ってと前になっているから、ということですので対応なったのかどうか教えていただきたいと思います。平成22年度の。

○荒木春吉委員長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 初めのヤクルト配付の関係でございますが、平成22年度の事業には入ってございません。

○荒木春吉委員長 安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 お答えいたします。

駅前の土壌汚染の関係については、終結をしたということでございます。

次に、苦情でございますが、すべてを解消したということではございません。継続して引き続き御指導を申しあげたり、お願いをしている部分が残っているところでございます。

合併浄化槽につきましては補正をいただきましたが、大雪と雪解けがおくれたということから申し込みいただいた方のうち3名が断念をなさっております。そのほかについてはすべて補助金を差しあげているという状況でございます。

以上でございます。

○荒木春吉委員長 川越委員。

○川越孝男委員 それでは、公害の苦情の関係の3件というのは継続して解決に向かって対応しているのかどうなのか。平成22年度はそうやってきても平成23年度も大分半年過ぎていきますので、もう

既にその3件の解決しているのかどうなのか。この辺教えていただきたいと思います。

それから、決算でヤクルトの関係はいいです。

○荒木春吉委員長 安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 継続して年度を越えていろいろと対策をとっているかという御質問なのかと思いますが、今年度新たに発生したのもございますし、昨年度来続けて引き続き対処をしているというケースもございます。

以上であります。

○川越孝男委員 去年のやつ40件あって、そのうち何件が解決して何件解決しないで平成23年度に繰り越してきているというか、案件として、それはもう既に半年たっているから終わったということもあるだろうし、解決なかなか難しいものもある、逆に言うと難しいものがあるのかどうなのかというふうなお聞きをしたいんです。もう少し、県などとも一緒になって解決のために対応しなければならぬような案件があるのかどうなのか。今市とその当事者との間だけで解決するのか、その辺の状況をお聞きしたいんです。ことしのもはまた新たにあるというのはまずいいです。ということでお聞かせをいただきたいと思います。

○荒木春吉委員長 安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 お答えします。

法的な規制があるものが大部分でございまして、規制の対象外におきまして騒音あるいは悪臭、こういった苦情が寄せられる場合がございます。これらにつきましてはやはり法的な制約は受けないということなので、引き続き数年にわたってその軽減あるいは対策をとっていただくという状況がございます。正確にここで何件ありますということについては手元に資料を準備しておりませんので、御容赦願いたいと思います。

以上です。

○荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。新宮委員。

○新宮征一委員 4款1項4目公害費なんですが、ページ数は189ページです。

休廃止鉱山鉱害防止対策事業ですね。300万円何がしもらっています。そのうちの一番大きいのは委託料で約300万円近くあるわけですけれども、この対策事業というのはあれなんですか。幸生鉱山のものだと、銅山のものだと推測されるわけですけれども、これ永久にこの事業は継続しないとだめなものなのかどうか。それからこの内容ですね。業者に委託しているんだと思うんですけれども、どのような処理をなされているのか、その辺ちょっとわからないものですから、お知らせいただきたいと思います。

○荒木春吉委員長 安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 休廃止鉱山の鉱害防止対策事業につきましては、幸生永松銅山の大切坑が休廃止になっておりまして、そこから排出される坑廃水を5月から11月までおよそ180日間消石灰を使いまして中和作業を行っているという内容でございます。これにつきましては、県から市の方に移管なった事業でございまして、国の動向としましてはできるだけ削減をしていくという予定でございまして、地元の意向をお聞きしますと、周年あるいはずっとこれからも続けていただきたいという要望がございます。具体的に、県から委託した、移管なった事業でございまして国の指示によって現在も続けているという状況であります。国の動向ではできるだけ廃止あるいは縮小という

ことで情報は入っておりますが、地元の要望を考えますとできるだけ継続していきたいというふう
に考えているところでございます。

以上でございます。

○荒木春吉委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 今の答弁ですと、国の方ではもうやめたいと、だけれども住民の意向をとらえる、
住民の方々は継続してほしいと、したがって継続していきたいという今の答弁だったと思うんです
が、本当にこれ全く害がないのであればとめてもいいと思うんです。ただし、地元では心配だ。鉦
害そのものがあるから継続してほしい、こういうことだと思うんです。そうしたとき、国で、やめ
たいというのは何を基準にしてやめるんですか。鉦害そのものがないという心配ないという判断で
やめたいという意向なのか、全くその辺がきちっとしたものがないと、地元では継続してほしい、
国では予算の関係だか何だかわからないけれどもやめたいんだ。本当にやめても心配ないものであ
れば、地元の意向がどうであれ、どうであれというよりもきちっと説明をしてデータで示してこれ
だけ安全なんですよということであれば、地元でもあえてそれにこだわる必要もないのかなと、そ
の辺のが国の基準というか何を基準にして国の方ではやめたいというふうに言っておられるのか。
それもこれも害そのものが本当にあるのかどうかなんです。その辺の内容についてお聞かせくだ
さい。

○荒木春吉委員長 安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 国でどのようにしてやめるかという基準を決めるかということございま
すが、これにつきましては今年度、休廃止鉦山防止技術等調査研究事業ということで、今年度その
水質とか処理後の水質、そういったものについて十分な検討を踏まえてその上で結論を出される
という内容だそうでございます。

以上でございます。

○荒木春吉委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 ということは、今年度ということは平成23年度中に調査をしてその調査結果を発表
すると、こういうことなんですか。だとすれば、その調査結果に基づいて今後のこの事業に対する
継続あるいは廃止というものが決定される、こういうふう理解してよろしいんですか。

○荒木春吉委員長 安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 国の方針はそうのように決められるとお聞きしているところであります。

○荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 私どこになっているのかわからないけれども、福祉の老人福祉保健センターの温泉
の源泉から施設までの配湯、給湯の関係ね。この関係前からきちっと調べてほしい、調べますとな
っているんですが、ここですのか管財の方ですのかちょっとわからないものだから、直接施設
の方の関係のところでお尋ねしているんですが、この状況どうなっているか教えてください。

○荒木春吉委員長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 前に川越委員の方からもそういう御質問がありまして、私の方でもこれま
でに資料等確認をしているのですけれども、その時代背景などもありまして、字切図にこのように
配管されていると明記されているという資料がない状況であります。

○荒木春吉委員長 川越委員。

○川越孝男委員　そういうふうにしていくと後々問題があるからきちっと調べて後でもわかるようにつくってほしいと、そういうふうに対応しますとなっていたからね、前の人、当時の人がしてくれないと後で引き継いだ人が大変でわからなくなるんだと思います。この間、市のやり方でいっぱいあるんですね。議会では対応しますとなっているのよ。ところが、3年も4年もそのまま放置されるわけです。そうすると、人事異動で後から行った担当者がわからなくなるということがいっぱい起きていますので、こういう部分について、今言ったように字切図に書かれたやつがない。だけれども、当時あの施設をつくって配管をしたであろうから、業者に当然発注をしたであろうから、そういう件、調べさえするとあるんだろうと思います。ところが、先ほど来申しあげており今までであれば市役所の5階にあった書類が別のところにある。調べるにも調べようがないということが起きているのではないかと私心配されるんです。発注した図面だって、必ずあるわけですから、調べていただきたいと思います。そうしないと、この前も田んぼからお湯噴き出たことがあるんですね。そのとき取り上げて私言ったわけですから、そういうものをそのまま放置しておくというのはだめだと思いますので、こういう状況について市長は余り詳しくはないと思いますけれども、そういう実態があるということ、今の課長の答弁でもわかると思いますので、こういうことについてどう対処していく考えかお聞かせをいただきたいと思います。

○荒木春吉委員長　佐藤市長。

○佐藤洋樹市長　議会の中、あるいは議員活動を通じてさまざまな市の方の情報あるいは資料の管理というものが求められているわけでありましてけれども、我々としても職員今答弁を申しあげましたが、誠意を持って対応しているわけでありまして、なかなかその要望におこたえをできないような場合もあるわけでありまして、そこら辺はある程度御説明をして御納得をいただくことも必要かと思いますが、全体的にそういうことが現在においても傾向として見られるというところであれば、さらに襟を正していかなければならないと思いますし、さっきの件についても改めて我々の方として調べていく必要があると思っているところであります。

○荒木春吉委員長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

歳出第5款から歳出第8款までについて質疑ありませんか。内藤委員。

○内藤 明委員　多分7款の商工費にかかわるんだろうと思ってお尋ねをしますが、なお債務負担行為にもかかわりあると思いますが、市民の皆さんから聞かれてわからなかったものですから、実は4年間私空白あったものですから、どうなっているかわからないのでお聞きをしますが、従来6月議会に株式会社チェリーランドの営業報告ということでなされておったんですが、市民の皆さんからチェリーランドの、高速道路が無料化になったので非常に営業状況が悪いんでないかという話がありまして、どうなっているんだろうという話がありました。私も6月あたりに営業報告なるのかなと思っておったんですが、それもならないし、12月決算あたりに状況が変わってその辺になるのかなと思っておたら今回もなっていないということで、今回じゃあ聞かれたから聞いておこうと思っているんですが、何か経過があって営業報告というのがなされなくなったんですか。例えば、月山観光開発株式会社の営業報告ということの、かつて従来はしておったと思うんですが、そこはどなんですか。

○荒木春吉委員長　丹野財政課長。

としもしているわけでありませけれども、そういう御意見が多いなどということであれば検討させていただきたいと思います。

○荒木春吉委員長 内藤委員。

○内藤 明委員 私は意見が多いかどうかはわかりませんが、市民が知りたいという人がいる以上は、私も聞かれたものですから、もしかして12月議会あたりでわかるのかなと思ったが、そんなの何もないし、どうするんだろうなど、議会事務局にあるというのも全然知らなかったので大変申しわけなかったんですが、ぜひ大勢、そうした知りたいという状況が大勢であろうとあるいは少なからうとぜひ出していただくように改めてお願いしておきます。きょうはこれでいいです。

○荒木春吉委員長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 別に情報を全く開示していないわけではなくて、先ほど申しあげましたとおり議会の方にも期間中提示をして必要とあればごらんいただくという形にしておりますので、そこら辺は意見を聞いて対処したいと思います。

○荒木春吉委員長 川越委員。

○川越孝男委員 今の関係ですけれども、確かに昨年議員の方に議会側から、議長の方からありました。それについてはこれまでも法的にしなければならぬというものでもないだけども、議会に報告あったので資料ももらいたいししてほしいと、私は言いました。ところが、いや法的なやつなんだからカットさせてもらおうということだったんです。そういうことが、議会の方から、そういう声もあったし、そして私はコピーでいただきました。そうすると事務方だって大変なんですね。また改めて必要だとするとコピーとったりしないとならないわけですから。そういう去年の6月に変更する際に、議会の方から引き続きあってほしいという意見があったということは市長に伝わらなかったんですか。そこ、きょう初めて聞いたようなことですので。そういう声は、去年6月変更する際も私言っていますけれども、議会側に、それが市長の方に伝わっていたのかいないのかだけ教えていただきたい。市長自身に伝わっていたかなんだか。

○荒木春吉委員長 那須副市長。

○那須義行副市長 議会の方に全体としてこういうやり方に改めていきたいというお話を申しあげましたところ、いろいろな意見はあったそうでありますけれども、最終的にはそれが先ほど申しあげたとおりに議会事務局なりにそういう決算書を備えつけて見られるような状態にするということでお話を受けてそういう形になると。

あくまでも法令の遵守で、逆に市が半分以上出資している、そういうものについては報告する必要があるわけですけれども、50%に満たない出資しているもの、まだいっぱいございますので、そのうち二つだけ過去の例でそういうことをやっていたということですが、やっていた理由がだんだん薄れてきましたので閲覧をするような形に切りかえて議会全体としての御了解をいただいで変更したということでございます。

○荒木春吉委員長 川越委員。立ってしゃべってください。

○川越孝男委員 私今質問したのは、今副市長が言ったようなことで去年6月あったわけです。それで法律ではしなければならぬというものでもないけれども、より、法律どおりしてたらずっと落ちるんです。それより、どう透明度を高めるかとか公開度を高めるかということが今求められているわけですから、ずっとやってきたものを、今言った理由わかりますよ。だけれどもやっていたんだ

からしてほしい。そしてまた、コピーとってもらったりしてもらっているわけですよ。そういうことを市長に、去年の転換する段階で議会からそういう声もあったんだということを市長のもとに伝わっていましたかということを知っているわけだ。

きょう内藤委員からの発言で、そういう声があるんだったら検討しますという、先ほど市長答弁されておったものだから、去年6月の段階でそういう声が届いていましたかということを知っています。市長に知っているんです。

○荒木春吉委員長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 去年の段階でそういうことでこちらの方で判断させていただいて、そういう対応をさせていただきましたけれども、中での議論の中身については私まで直接お話しはなくてそういう形で対応が議会の方で了解をされたという話はお聞きしております。

○荒木春吉委員長 那須委員。

○那須 稔委員 8款について2点ほどお聞きをしたいと思います。228ページの公園費と234ページの住宅費でありますけれども、市内には近隣公園とかあるいは街区公園とかあるいは都市公園緑地、いろんな公園があります。それらの公園の砂場の衛生管理というものをどうされているのか1点、お聞きをしたいと思います。

それからもう1点は住宅でありますけれども、平成21年から住宅診断、耐震診断の派遣事業、やっておられます。それから耐震改修事業、やっておられます。その実態というものがどうなっているのか、この2点お聞きしたいと思います。

○荒木春吉委員長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 那須委員の方から2点御質問ございましたので、お答えしたいと思います。

一つは、公園の砂場の衛生管理ということでございますけれども、現在私どもの方で公園台帳で管理している公園が97ございます。そのうち、砂場のある公園は10カ所になってございます。衛生管理ということでございますけれども、過去に、十数年前に町会長さんあるいは地域の方に適切に衛生管理注意してくれということで御要望をした経過があるということには聞いておりますけれども、詳細についてはわかっておりません。砂場だけについて直接の衛生管理を管理項目としているということでは現時点ではやっておらないのが実態でございます。ただ、これまでのような、トラブルの発生等について報告も受けていないのも実態でございます。

それから2点目でございますけれども、住宅の耐震の関係でございます。住宅の耐震関係の事業につきましては平成21年から耐震診断士の派遣事業と耐震診断の事業を行っておるところでございます。耐震診断につきましては平成21年が10件、平成22年は3件でございます。本年のことを言ってもあれですけれども、耐震診断の市の派遣事業の利用率の向上を図るために本年度からは個人負担なしにしてということで実施をしております、本年度まだ途中ですけれども9件ほどの申し込みがある事情でございます。

耐震改修の事業でございますけれども、現在のところ利用いただいている実態はございません。

○荒木春吉委員長 那須委員。

○那須 稔委員 砂場の衛生管理でありますけれども、ちょうど私のところにも砂場がありまして、ある父兄から砂場で子供が遊んでいる最中におもちゃで遊んでおってそれをなめる癖があるということで、衛生状態どうなのかということで、私もちょっとインターネットで調べてみました。そう

しましたら、砂場の大腸菌の問題が出ていますと、普通海水浴場の状況を見ますと100ミリリットル基準でA A基準からCまで、それぞれ大腸菌の数で遊泳禁止までありますけれども、1,000個以上の大腸菌の場合は遊泳禁止ということで、これは不適ということになっております。実際、砂場の砂100グラムに入っている大腸菌の数は5,000個から1万個だということが、実態がわかりまして砂場の衛生管理というのが非常に大事なんだということが、私も知ることができました。今課長からもありましたけれども、寒河江市内の砂場の状況を見ますと、トラブルが起きていないということでもありますけれども、今後砂場で遊ぶ子供たちで衛生というものを考えますと何か対策をとらなければならないのかなど。当然砂場にはいろんな犬とか猫とか来まして排出物を当然置いていきますから、そういうものが大腸菌の温床になっているのではないかなと思いますけれども、その辺の衛生管理の対策、どう考えるのか。考え方をひとつお聞きをしたいと思います。

もう1点は耐震診断と耐震改修でありますけれども、耐震診断、耐震診断は9件、平成23年度、無料ということで若干今回の東日本大震災を受けて伸びているようでもありますけれども、耐震改修につながらないと。せっかく診断しても改修につながらなければ、これは意味がないので、その辺は耐震改修につながる方法、これどう考えているのかお聞きをしたいと思います。

○荒木春吉委員長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 2点御質問ございましたけれども、お答えしたいと思います。

砂場の衛生管理の考え方の問題ですけれども、確かに大腸菌の問題についてはいろいろ話題になるようでありまして、根本的な解決策がなかなかないというのは、砂場に犬猫等の侵入を防止する決定的なものがないというのがあろうかと思えます。それを見越して衛生管理をすると消毒とか砂の天地がえとかあるいはビニールシートで覆ってしまうとかいろいろ事例はあるようでございますけれども、いかんせんこれが決定的というのがないのが実態のようございまして、私どもでも関係する町内会の方でも利用実態などをお聞きしながら利用する町内会さんの意向などをお聞きすることをしながら、今後の対策について検討してまいりたいと考えているところでございます。

住宅の耐震診断、改修までなかなかいかないということがございまして、耐震改修につきましては県の住宅リフォーム総合支援事業補助金の制度を受けて実施しているわけでございますけれども、設計施工管理についてまで分離してやればまた別なのかもしれませんけれども、現時点の県の制度が耐震改修工事を実施するといった場合に設計と施工管理も補助金の中に含めていいですよという制度になっていまして、そこを、設計だけしてあとしらないよということになっても困るという意向があるのかどうかわかりませんが、現時点での制度としてはそうなっているところでございます。そういった意味では耐震の診断の段階で概算の事業費なんか出せるようなことまでできないかどうか、その辺は今後調査研究させていただきたいと思えます。

○荒木春吉委員長 那須委員。

○那須 稔委員 砂場の衛生管理でありますけれども、これは実態といいますか、当然公園には砂場がありますから、その辺どういう実態になっているのか。まず私は実態調査をすべきではないかなと思いますので、その辺含めながら対策をとっていただきたいと思えます。

それから耐震診断につきましては、先ほど課長からもありましたけれども、実際には改修までつながらない、当然診断をやって改修と、そして寒河江市の場合は設計も含めて改修に入っていますから、当然設計する段階で改修が条件づけられます。そういう意味では非常にやりづらい。ですか

ら、人によっては700万円、800万円の工事をするのに二、三十万円の設計かかります。そうした場合に二、三十万円の設計も全部込みで改修になってしまいますと当然判断ができないわけですから、設計段階でどのくらいかかるかなということを判断基準に置きながら設計することが大事でありますから、設計の、診断設計についても補助を出すと。ですから、耐震診断も当然無料。それから耐震設計も補助を出しながら最終的に耐震改修まで結びつけるという今課長からありましたけれども、設計についても当然補助を出しながら判断基準の一つにしてもらって、最終的には耐震改修まで持っていくということが私は望ましいのではないかなと思いますけれども、その辺も御検討をお願いしたいと思います。

それから、総合評点はどれくらいなのか。総合評点、要するに総合評点があつてそこから当然設計でこれだけの耐震のものをつくるということが出てまいりますので、寒河江市内の総合評点は幾らなのかお聞きをしたいと思います。

○荒木春吉委員長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 設計の部分については今後、御要望もあつたということで、研究させていただきたいと思います。県の事業受けてのものですから市だけで判断できない部分もあろうかと思っておりますので、今後要望のあつたことも含めて研究していきたいと思っております。

それから、上部構造の評点の部分ですけれども昨年までは1.0ということで、改修した場合1.0以上の評点がなければだめだということだったんですけれども、本年度から0.7ということで、県の指針も引き下げられております。大変、那須委員もおっしゃるとおり耐震工事については多額の費用を要するというので、1.0までということについてはなかなか御利用いただけない県内の実態もあつたということで、0.7につきましては、一応の倒壊する可能性はあるけれども人身は守られるというレベルだと県の方で考えているようでございまして、それに合わせて一応耐震改修工事については0.7以上が確保されれば対象となるという形で現在制度としては運用されているところであります。

○荒木春吉委員長 那須委員。

○那須 稔委員 今、課長からありましたけれども、寒河江市の総合評点が0.7と、これは実際に国土交通省、国の基準からしますと0.7というのは倒壊する可能性がある、高いと、当然倒壊するのが0.7なんですね。当然、120万円の2分の1の補助をして56年以前の建物に補助を出すわけでありまして、0.7の基準ということで出して倒壊したのでは、これ元も子もないわけでありまして、これは私は評点を上げるべきではないのかなと。県の基準も0.7という話がありましたけれども、国土交通省の指導では1.0以上というようにうたっておりますけれども、この辺問題ないのかなんてですね。当然耐震改修する側は評点が低い方が金がかかりませんから、改修工事がしやすくなるんですけれども、結局建てる建物がある程度、今回の3・11の地震が来て倒壊したのでは元も子もありませんので、市が補助を出して結局倒壊したのではこれは要するに倒壊した方も大変でありますし、そんなところもどうなのか。0.7という基準、どういう考えを持っているのか。今、課長の方からは県の基準に合わせたという話なんですけれども、実際に私は上げるべきではないかと思っておりますけれども、もう一度お考えをお聞きしたいと思います。

○荒木春吉委員長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 先ほど申しましたとおりこの種の事業、県の住宅リフォーム総合支援事業

の補助金の制度を活用して使っているということもございますので、一応県の指針に合わせているということもございます。

総合評点につきましては1.5以上が倒壊しない。1.0から1.5未満が一応倒壊しないと。0.7以上で1.0未満が倒壊する可能性があるということと、0.7未満については倒壊する可能性が高いということでございます。現時点で県の方の基準で示しているのは0.7以上ということで、倒壊する可能性はあるんですけども人身についての影響は、人命にまではいかないという判断だと思っておりますけれども、そういうことでこの制度の利用促進ということで、今動いているのかなと思っておりますけれども、本来であれば前年度まで1.0だったわけですから、その点については、御指摘の点について県あたりとも要望を聞きながら再度、こういうことがあったということで、研究してまいりたいと思っております。

○荒木春吉委員長 質疑ありませんか。内藤委員。

○内藤 明委員 8 款の除雪事業の関係でお尋ねしますが、除雪。

今、市道の除雪されている総延長はどのぐらいありますか。それから担当課の方に私道の方の除雪の依頼が来ていると、あると思っておりますが、その総延長がどのぐらいなのか、わかれば教えてくださいと思います。

○荒木春吉委員長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 市道の総延長についてはわかっておりますけれども、私道については現在手元に資料がございませんので、確かに要望を受けて私道についても除雪をさせていただいておりますけれども、その要請の路線延長については今手元資料がございませんので、後ほど調査して報告したいと思います。

○荒木春吉委員長 内藤委員。

○内藤 明委員 総延長と、私道の総延長、要望来ている総延長、どのぐらいあるのか聞いたのは、市民の皆さんからいつもあるんですけども、一たん担当課に私道の除雪に関して担当課に要望出して当日 8 時まで担当課に連絡すると来ていただけると、こういうことになっているわけですが、市道であろうと私道であろうと雪の積もるのは大体同じなんですよ。市道が多くて私道は少ないなんていうことになっていないわけですから、要するに私は市道の除雪に入ったときに請け負っている近くの業者があれば同時にそこを除雪する、そういうふうにシステムを変えていった方がいいんじゃないかなと、こう思うんです。もちろんそれは私の管理下がないという思いもあるのかもわかりませんが、ただ市民生活上からするとそういう方向性で行った方がいいんじゃないかなと、そう思っているんですが、市長どう思われますか。

○荒木春吉委員長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 申しわけございません。昨年度の実施率ではないですけども、平成22年度に除雪計画を立てた時点での私道の除雪延長については4.53キロメートルを一応計画しておりました。ただ、要望があったところというところを前提としておりますけれども、先ほど内藤委員がおっしゃった要望がなくても早朝路線に組み入れるべきでないかというお話ですけども、今回の除雪の中から当該委託路線の中に私道が入っていてそれがある程度戸数も多くて早朝に掃かないと出勤とか何かが大変だということで、事前のお申し出があったところについてできる限り早朝の一斉除雪路線の中に組み入れるということも本年、昨年の冬から一部導入はさせていただいていると

ころでして、随時改善はしていきたいと思っております。

○荒木春吉委員長 内藤委員。

○内藤 明委員 なかなかいいことですね。ぜひ、そういったことを、いいものは広げていくというふうにしていだきたいと思えますし、ただ気をつけていただきたいのは、「あそこは私道だけ除雪になっている、おれんところはならないのはなしてだ」こうなるものですから、ぜひそれは早目に対応していただくように一応私からお願いしておきましょう。

○荒木春吉委員長 佐藤委員。マイク。

○佐藤良一委員 商工会の繰越明許ですね、どのようになったのかです。あと、土木の方も繰越明許や事故繰越しが結構ありますけれども、その問題、どのように対応なされているのかであります。

233ページ、花咲かフェアでありますけれども、そこに市職員が土日に何人ぐらい動員されているのか。また、平日は何人動員されているのか。また、代休何人にとっていられるのかであります。これにボランティアには結構無償、ボランティアでかかわっておりますけれども、市職員には日当が出るはずなんですけれども、その辺の取り扱いどうなっていますか。

○荒木春吉委員長 済みません。佐藤委員。ページ数と、1何々、2何々って言ってくれる。答弁だれするかわからないから、1何々、2何々って言ってくれますか。（「もう1回」の声あり）ページ数と項目、1何々、2何々ってだれが答弁していいかわからないので、ページ数言って。

○佐藤良一委員 209ページです。商工会の繰越明許、どのようになっているんですか、その後の経過。

○荒木春吉委員長 それが一つね。次、二つ目は。ページ。

○佐藤良一委員 219。土木です。繰越明細と事故繰越し明細あるんですけれども、5月31日までの出納閉鎖、地震あったかどうか、それが原因なのかどっちなのでしょう。

3点目。

○荒木春吉委員長 ページ数。

○佐藤良一委員 233。花博事業です。それに対して市職員が平日何人かかかっているのか、土日に對して職員が何人かかかかって代休をとっているのかであります。

わかりましたか。

○荒木春吉委員長 3点。ちょっとお待ちください。宮川商工振興課長。

○宮川 徹商工振興課長 1問目についてお答えいたします。

209ページの商工費の部分であります。これにつきまして、繰越明許費で634万2,000円と計上させていただきます。これは中小企業人材育成事業、端的に申しあげまして、技術交流プラザの冷暖房設備工事、それからその設計管理委託料、この部分を繰り越しをさせていただいたという内容となっております。

○荒木春吉委員長 犬飼総務課長。

○犬飼一好総務課長 花咲かフェアの関係については私からお答え申し上げます。

課を超えた協力イベントということで現在職員が配置しながら行っているということでございますけれども、基本的には緊急雇用の臨時職員で対応しているという状況でございます。開催中ではございますけれども、職員の配置する関係でいいますと開催期間中23日間で平日16人、土日が112名と、合計で128名ということで従事しているということでございます。振りかえの方は先ほど申

しあげました土日の関係が112名が振りかえ休日という対応を行っているところでございます。

○荒木春吉委員長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 繰越明許の部分については、昨年度の議会の中でもありますけれども、公園整備事業につきましては給水ポンプとかあるいはチェリーランドの給水ポンプとか谷沢の方のいこいの森の修繕等について年度内にできなかったということで今年度に入って工事を発注して既に完了しているところでございます。

最上川寒河江緑地整備事業についても現在発注工事中の事案がございます。それから、下釜山岸線の部分につきましては用地補償の部分とかということの部分で現在交渉中で、それに購入したり補償したり契約終わっている部分もありますけれども、現在進行中の分もあります。

住宅管理事業の中ではひがし団地の管更生工事などにつきまして、できなかった分について既に工事を発注して完了している部分もあります。

土砂災害の分については、陣ヶ峰の災害の部分でありますけれども、工事の部分だけがまだ発注できなかったということがあって既にそれも工事発注して6月いっぱいには工事完了して既に供用開始、道路の方は通行しているような状況でございます。

それから、事故繰越しの件でございますけれども、何件かございますけれども、工事に関しては3・11以降に最大の問題は材料が来なかったということでございます。アスファルト合材、これについては県のアスファルト合材の協会の方から当面供給ができないということがその当時ありまして、工事会社の方も重車両の軽油等が逼迫しているということがありまして、おくれるということがございましたけれども、この事故繰越しの部分については既に5月末までに完了して終わっているところでございます。

あと、1件委託料で事故繰越しがあったんでございますけれども、これは橋梁の長寿命化の整備計画の委託なんですけれども、最終的にこの長寿命化の委託契約につきましてはその調査、報告書の意見を求めなければいけないことになっていまして、これが東北大学の地震工学の先生の意見を求めるということになっていまして、その先生が地震の関係で東北管内飛び回らなければならないということで日程がとれなくて5月になってから意見書いただいて報告書の完了を見たところでございます。

以上でございます。

○荒木春吉委員長 佐藤委員。

○佐藤良一委員 土木の方はわかりましたけれども、商工観光課の技術交流プラザのことを聞いておりますけれども、技術交流プラザ、地震みたいのあったからとか油の関係でおくれたのかどうなんですか。その辺、お願い申し上げます。

あと、花博のあれで、土日で合わせて112人、職員で23日で16人ですけれども、代休とっているんですか。それとも給料お払いしているんですかということをお願いいたします。その辺の感じはどのようなになるのでしょうか。

○荒木春吉委員長 宮川商工振興課長。

○宮川 徹商工振興課長 お答えします。

詳細については、申しわけございません。私自身も確認していなかったんですが、基本的に時期的なものがございまして多分できなかったのではないかと思いますけれども、東日本大震災の影響

もあつたと理解をしているところでございます。

○荒木春吉委員長 犬飼総務課長。

○犬飼一好総務課長 先ほどの土日の関係の従事に対してということでございますけれども、土日従事した職員につきましては平日振りかえ休日に対応したということでございます。

○荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出第9款から歳出第13款までについて質疑ありませんか。新宮委員。

○新宮征一委員 第9款消防費であります。237ページ9款の1項2目です。

非常備消防費の関係なんです、これは消防団関係の予算として、予算といいますか、決算額で4,900何がし、この推進事業で、決算されております。これ、その中でも消防団員に対する報酬だと思うんですが、1,871万9,000何がし決算なっております。

きょうお聞きしたいのは、さきごろの秋季の西村山全体の消防操法大会ですか、あつたはずです。あつたはずというよりもありました。そのときに、寒河江の選手といいますか、出たチームがあつたわけですが、エンジンがかからなかった。最終的に何回してもエンジンがかからなくてタイムオーバーで失格になった。こういう話を聞きました。本当に消防団の皆さんは日夜大変御苦労されているというのは十分、常々感謝をしながらいるわけですが、したがって、この操法大会などというのはもう半年も前からあるいは3カ月も前から毎朝選ばれた選手の方々は訓練に訓練を重ねて仕事を持ちながらやっているというのは非常に御苦労だと感謝しております。

しかし、これはイベントだからエンジンがかからなかった、本当に夕方からの反省会では皆泣きながらおつたそうです、実態は。それなりに非常に、団員の方はそれ以上に悔しかった思いがあると思いますが、イベントですからある意味で笑い話で過ごされるかもわかりませんが、これももし有事の場合であれば大変な問題なんですね。大変な問題なんです。

したがって、常々機械器具の点検あるいは整備、これらに関してそれぞれの分団でポンプを持っている分団はさまざまな形でやられていると思うんですが、どのような日常に、例えば1週間に1回エンジンをかけてみるとかそういうふうにものがなされておられるのか。日常的な点検あるいは整備についてお聞かせいただきたいと思います。

○荒木春吉委員長 犬飼総務課長。

○犬飼一好総務課長 委員御指摘のとおり、さきの操法大会において確かに私も当日その場にいましたけれども、エンジンがかからなかったということがございました。6月の下旬ぐらいから西村山郡の総合大会のために準備をしながらそれぞれ練習を重ねてやってきましたね。練習の段階では全然そういったことはなかったんですが、本番のときにそういった事態が起きてしまったということで、エンジン操作員が緊張し過ぎてしまってエンジントラブルが起きてしまったということで、後の反省会のときに私もお聞きしております。

御質問の件でございますけれども、日常の点検ということでございますが、それぞれの消防団員の中で機関員という方々がいらっしゃいますけれども、毎月1日と15日、消防の機械点検を行っているようになっておりますし、さらにはエンジンの機能検査を毎年行っていると。要するにエンジンの調子はどうかということで専門家から見てもらう機能検査なども行っているという状況で、そういった有事の際にすぐ対応できる体制をとっているということでございますが、たまた

ま今回の操法大会の件については本人たちも非常に悔しい思いをしたということもあったようでございますけれども、そういうことのないように今後とも常々日常点検するようにさらに私の方から消防団の方に周知徹底させていきたいと思えます。

○荒木春吉委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 ありがとうございます。

本当にこれはごくまれな事例であって、常々そんなことはないとも信じております。しかし本当に有事の場合は笑い事にならない大事な問題なので、今課長からあったようにこれからもそういう方向で指導していきたいという話だったので、もしポンプが古くなったり、私が聞いたところでは、今のエンジン、ポンプじゃなくて今のエンジンとは違うキャブ式のエンジンだった。こんなことも聞きました。したがって、キャブ式の場合ですと、何回もやっていると油が上がってそういう現象で今回はできなかった、ああいう現象が起きたと聞いているんですけども、いわゆるこれは非常に大事な部分ですから、ポンプのエンジンは常に新しいタイプのポンプに買いかえる、そのぐらいのものを行政としては当然考えていかなければならない問題かなと思えますので、その辺も今後の検討課題として取り上げていただきたいと思えます。

終わります。

○荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。佐藤委員。

○佐藤良一委員 今の話で関連しているんですけども、消防用のホースで全国的に交換、無料交換したわけですけども、寒河江市の消防団のホースもあったのかないかで、そのときの危機管理室は会計課長だったと思えますけれども、そのときお話ししたはずなんですけれども、寒河江市では何本ぐらい交換、無料だったと思えますけれども、どのように対応なされましたでしょうか。

○荒木春吉委員長 犬飼総務課長。

○犬飼一好総務課長 消耗品でポンプ用のホースを交換したのは把握しておりますけれども、無料というのは私どもわからない部分がありますが……、その製品が欠陥があって無料で交換したという実態があるということでございます。

○荒木春吉委員長 佐藤委員。

○佐藤良一委員 寒河江市の消防のホースが悪いというわけじゃなくて、つくったところで欠陥でいろいろと公正取引委員会ですか、そっちの方で指示ありまして新聞広告も出まして、まだ気づかないところがあったら申し出てくれれば交換いたしますと内容が新聞広告に出ていたんです。そのときの危機管理室長さん、今会計課長さんでありますけれども、自分申しあげたんです。だったら、交換するのを忘れたんなら、無償で交換してくれるんですからやったらどうですかと言ったんですけども、寒河江市消防団のホースは何本ぐらい交換したのかなと思ってお聞きしたんです。

いろいろと車に乗っている場合傷むわけでありまして、その対応どのようだったのかなと思ってお聞きしたんです。

○荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。答弁要るの。犬飼総務課長。

○犬飼一好総務課長 交換した本数の正確な資料、私今持ち合わせておりませんので、後ほど御報告したいと思えます。所轄の分科会の方で報告したいと思えます。

○荒木春吉委員長 川越委員。

○川越孝男委員 251ページ。10の10の2。

小学校給食の関係でお尋ねをいたします。地元食材ということで、これまでもずっとと言われて取り組んでいくということで言われてきたわけですが、実態を調査をしたり、どういう実態になっているか、それからやはり調理する側と生産者の側の意識改革というのはえらい大切だなという思いをしていますので、実態調査などしたことがあるのかどうかと、しているとすればどういう実数になっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○荒木春吉委員長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 中学校については、食材納入組合というのをつくって具体的にやっているわけですが、小学校につきましては、具体的に納入組合というものと委託契約結んでいるわけがありませんので、その都度各学校が寒河江産の何ということで今のところは納めているということがありますので、そういう意味でいうと寒河江市の小学校の昨年度の実績というのはデータ的にはあると思いますが、今手元に持ち合わせていませんので、後でお示ししたいと思います。

○荒木春吉委員長 川越委員。

○川越孝男委員 中学校給食始まるずっと前から、学校給食に地元食材をとすることは議会でも出され教育委員会も地元食材を使うという形でずっと来ているわけです。そしてもちろん中学校に、ことしから始まったわけですがそこは生産団体との契約という形になっておるんですが、小学校でも葉物野菜などは加工のやつを使う。中学校はこの間内藤さんの質問でもあったわけですが、担当者に聞いてみたら小学校でも既に使っている学校があるんですということだったので、そしてしたがって前から使っているところがあるんです、生産地はわかるのと言ったら、「わかんね、ただ国産だということはある」というお話でした。全部の小学校でないそうです。ということもあるものだから、少し、ただ、スローガンのようにしてやはり、現場のきちんと調査をしながら、生産者でつくる人達の意識改革をしないと、私はだめだと思っていますので、高畠とか川西とか置賜地区でやっているああいうことをぜひ研究していただいて、献立をつくる人、生産者、一緒になって意識改革しないとだめだと思います。ロスあってだめだということなんだそうです。地元の材料が。したがって、限られた時間の中で調理をする、むだを、有効に使いたいとなると効率を追求すると往々にしてそっちに行っているということがありますので、そしてこの間言ったように、これは平成23年度になるんだけれども、中学校では葉物野菜は加工のやつ使っていると言われていきますので、ぜひそこら辺言っていることとしていることが一致するように、そこはやはり教育委員会で調査しながらやって、だめだでない、少し実態を調査して対応していただきたいと思いますので、そのことについての見解だけお聞かせをいただきたいと思います。

○荒木春吉委員長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 葉物についての冷凍物については私も聞きましたけれども、たまたま非常に野菜の値段が高いときとかどうしても手に入らないときは使うんだということであって、日常的にはできる限り地元の葉物を使うことを心がけて、冷凍物でなくて市場を経由した生のもの、そういうものを使うように心がけているんだけれども、たまたまそういうときにあったと、こういうことであって、常にそういうものがメインであるということではないということでもありますので、小学校もそういうことだと私は認識しております。

地産地消というのは小学校でも中学校でも私たちも言っていますし、そういうことを心がけていますので、小学校現場の食材を発注する立場の人もそういう意味で寒河江産の何とか、そういうと

きには前もって農協とか業者の中を通して使っているんだと思います。ただ、川越委員も指摘されたように同じようなものをたくさんそろえるというのは、単なる農協を通してだとできるのかもしれませんが、個人の農家ということではなかなか難しいということもあって、そこら辺は農協さんと前もって言うとそれがそろったものが入ってくるという実態で、そういうことの中でそれぞれの学校が工夫しているということだと思います。できる限り、ふやせるようにわたしたちも努力をしてまいりたいと思っています。よろしく願いいたします。

○荒木春吉委員長 川越委員。

○川越孝男委員 努力してもらうのは結構です。

全国的にも評価されるような取り組みをしている地域があるわけでありますからその辺もぜひ参考にしながら研究していただきたいということで申しあげておりますので、ぜひ受けとめていただきたいと思います。

○荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第2号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第3号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第4号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第5号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第6号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第7号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第8号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第9号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第10号に対する質疑ありませんか。佐藤委員。

○佐藤良一委員 総括的に言うと、6億円も寒河江市で出資しているなんていうことも、本会議で申しあげたんですけども、やはり一般会計からも行っているわけだし、医師会の研修制度終わってから本当にどこの自治体病院も大変であります。やはり患者10人に対して1人の看護婦さんであります。病棟数も少ないのであります。だんだんと160から120、入床が80近いだけになります。その国の取り組みですね、薬価基準も外部になったのであります。本当のことを言えば6人の薬剤師、これが大きいんじゃないかと思うんです。医師も半年に1回ずつかわります。その辺の実態が私なりに今日に至ったんじゃないかなと思っています。やはり、皆さん本当のこと言わないで、金を出すだけだからうまくない、じゃあ私なりに納得できない面もありますよ。その辺の感じですね。

薬価基準、外部からもらうようになったら薬の仕事がまるきり少なくなっているわけであり、当然、薬剤師もいるわけであり。その辺に対してどのように取り組んでいかれるのかどうかであります。

○荒木春吉委員長 櫻井病院事務長。

○櫻井幸夫病院事務長 確かに、外来調剤といいますか、薬代の収入はなくなっているわけですから、収入的には減っていることは事実でございます。先ほど、薬剤師さん方の業務につきましては申しあげましたけれども、そういった中でとにかくお医者さん方の負担軽減になるような業務、あるいは看護師さん方との連携、そういったことをやりながら多岐にわたる薬剤師さん方の業務をとにかくやっていただく、このことに尽きるのではないかなと思っているところであります。

○荒木春吉委員長 佐藤委員。

○佐藤良一委員 やはり公務員ですから、あしたから要らないなんて失業保険出すから、そういうこともいかないんですから、その辺改善、今まで病院の中で薬をもらっていたやつがみんな外部からいただくわけですし、やはり一番大きいのはここじゃないかと私思うんです。患者さんが120床のときの160から125になって現在80人弱ぐらいであります、入院患者。病院経営は1カ月に1人回転なればえらい経営上よくなるのであります。そういうばかり言ってられないですから、やはりもっと内部努力もなされると思っております。事務委託なんか一番早いんですから。県内の公立病院で。

もう一つお聞きしたいのはリハビリ、理学療法士、自分も議員になったとき岐阜県の下呂温泉に行ってまいりました。そのとき大体、温泉にある病院は元陸軍病院だったと聞いております。そのとき聞いたときの1人の理学療法士できるのが15名。

○荒木春吉委員長 佐藤委員、質疑は簡潔明瞭に、何を聞きたいんだかそれではわからない。簡潔明瞭に。

○佐藤良一委員 リハビリするに、理学療法士1人15人しかできないんです、委員長。よく聞いてください。

○荒木春吉委員長 演説だ、それは。質疑でない。

○佐藤良一委員 助手入れて15人だけですよ。だったら、リハビリの患者何人いるんですか、1日。どのぐらい収入あるんですか。委員長、そんなことばかり言うから私なりにお聞きしたいんです。だから聞いているんです。

○荒木春吉委員長 質疑だと言ってる。おれに聞いたってしょうがない。おれが答弁者じゃないんだから。櫻井病院事務長。

○櫻井幸夫病院事務長 理学療法士、作業療法士、それから言語聴覚士という形で今市立病院には11名のそういう技師の方がいらっしゃいます。議員おっしゃるように、1人15人ということは単位がありまして、1単位20分なわけですけども、したがって1日にできる数は決まっていると、こういうことになると思います。

それで、あれですか。今のリハビリの人数とか金額ということですか。済みません、その辺は調べさせていただいて、後ほど御報告申し上げたいと思います。恐れ入りますが、よろしくお願いたします。

○荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第11号に対する質疑ありませんか。那須委員。

○那須 稔委員 認第11号水道事業会計の決算でありますけれども、今回3・11の地震が起きましてライフラインということで、結構問題が起きてまいりました。今回水道の決算、当然4抔の方でも耐震補強などを含めながらやってきたと思いますけれども、特に水道管で送水管と配水管、非常に耐震がされないと影響が大きいとこのように思いますけれども、その辺、具体的に送水管のキロ数がどのくらいで耐震化率がどのくらいになっているのか。あるいは配水管についても距離数がどのくらいでまたどのくらいの耐震化率になっているのかお聞きをしたいと思います。

○荒木春吉委員長 奥山水道事業所長。

○奥山健一水道事業所長 水道管の耐震化ということでございますが、寒河江市の全体の水道管の延長は約323.5キロメートルでございます。そのうち、導水管につきましては約6キロ。そのうちの耐震管につきましては大体400メートルほどで、耐震化率につきましては6.61%ということでございます。

次に、送水管、これは浄水場から配水池まで行く管でございますが、これにつきましては1万5,405メートル、耐震管の延長につきましては約3,568メートルほど、耐震化率は23.17%になっております。配水管につきましては302.061キロ、耐震管の延長は2万7,279メートルほど大体9.3%。送水管全体の率としましては9.7%ほどの耐震化率となっております。

今後の進め方でございますが、耐震管につきましては4抔と幸生地区で国庫補助事業を行いまして老朽管の更新工事などをやっておるわけでございますが、4抔につきましても平成26年度まで。幸生地区につきましても平成28年度までということで整備を進めるということでございます。このたびの震災で私どもの方もライフラインということについては大切さについては改めて認識したところなんでございますが、この漏水管の更新につきましては現在水道ビジョンを策定を進めているところでございます。その辺の計画の中に入れながら進めていきたいということで考えております。

以上でございます。

○荒木春吉委員長 那須委員。

○那須 稔委員 今所長の方からありましたけれども、水道管の耐震化率が全体的には9.7%ということで非常に低いわけです。特にライフラインといいますか、浄水場から配水池までの送水管、これが非常に口径が大きいと。これが耐震でやられますと当然配水管の方にも影響してまいりますので、この辺の送水管の耐震化の方から急がなければならないんじゃないかと思えます。

先ほど、水道ビジョンに入れながらと、当然水道ビジョン、ことし中につくるということになっているかと思えますけれども、早急に手当てをしないといつ地震が起こるかかわからないわけでありますから、その辺は水道ビジョン、当然ことし中につくるわけでありますけれども、まずは送水管の方からの手当て等についての考え方について何かありましたらお聞きしたいと思います。

○荒木春吉委員長 奥山水道事業所長。

○奥山健一水道事業所長 送水管につきましては今委員の方から話があったように、口径も大きいものですから事業費も膨大な事業費を要するわけでございます。その辺のこともありますものですが、計画的に入りと出を勘案しながら計画的に進めていかなければならないのではないかとこのことで考えております。

○荒木春吉委員長 那須委員。

○那須 稔委員 水道管の耐震化。これは4 拡の方でもしてきましたけれども、4 拡は当然老朽管更新ということで配水管が主でありますから、送水管については今もありましたけれども23%ほどです。ですからあとの77%はこれからでありますから、早急に急がなければならないと思いますので、その辺は4 拡ではなくて水道ビジョンということでこれに入れながら早急に手当てをしていただくように要望して終わります。

○荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。佐藤委員。

○佐藤良一委員 28ページ、その他の会計に関する重要事業で各企業から寄附行為が行われているんですけれども、寒河江市の水道工事に適任していたのかどうかであります。事前協議やったのかやらないのかであります。その辺の経過であります。どのようになっているんですか。各社から金額が表示されていますけれども、その工事するとき寒河江市の工事に該当しているのかどうかであります。

○荒木春吉委員長 奥山水道事業所長。

○奥山健一水道事業所長 寒河江市におきまして水道工事をする場合につきましては、寒河江市給水装置工事設計基準というのがございまして、工事につきましてはその設計基準に基づきまして全部やっただけだということでございます。

今28ページにありました寄附の部分につきましては、当然にしてその基準に基づいた構造ということでございます。これにつきましては口径につきましても口径は50ミリ以上ということで管の埋設場所につきましては市道に埋設なったということで、こちらの方、そういう基準に合ったものをいただいている、寄附をいただいているということでございます。

○荒木春吉委員長 佐藤委員。

○佐藤良一委員 ではこの全体の延長にしますと何メートルぐらいの長さあるんですか。口径の交換ですか。それとも黒い、普通の家庭用の管なんですか。1,000万円近くの会社もあるようですけれども、その辺の経過措置はどのようになっているんですか。

○荒木春吉委員長 奥山水道事業所長。

○奥山健一水道事業所長 具体的な延長につきましては、今資料の手持ちがございませんので後ほどということをお願いしたいと思います。

○荒木春吉委員長 佐藤委員。

○佐藤良一委員 委員長にお願いがあります。いつまで報告するか、委員長から御指名するようお願いいたします。後から後からと言ったって議会中にするのか、委員長から明確に指示なされるようお願い申し上げます。

○荒木春吉委員長 はい。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

じゃあ、奥山水道事業所長。

○奥山健一水道事業所長 議会開催中には報告したいと思います。

○荒木春吉委員長 佐藤委員、いいですか。佐藤委員。

○佐藤良一委員 議会中といいますと21日までの開催でありますけれども、だからいつの、最終日な

のかそれとも予算委員会なのかどっちなんでしょうかと、まずはっきり言ってくればいいんです。

最終日じゃもう終わりなんですから。どっちなんですかとはっきり、委員長から何月何日までこうしてくださいよと言えはするわけなんですから。後日後日じゃね。最終日、はい、ひょこつとではうまくないんです、委員長。

○荒木春吉委員長 私に言ったってしょうがない。奥山水道事業所長。

○奥山健一水道事業所長 事務局の方にきょうの夕方まで届けたいと思います。

○荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○荒木春吉委員長 日程第15、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおりそれぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分科会	分担付託案件
総務文教分科会	認第1号中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第10款、歳出第12款、歳出第13款、認第9号
厚生分科会	認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第10号
建設経済分科会	認第1号中歳出第2款の一部、歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第11款、認第2号、認第3号、認第11号

散 会 午後2時54分

○荒木春吉委員長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。